

## はじめに

総合型地域スポーツクラブのNPO法人化など、近年、社会教育活動の運営を法人が担うケースが増加しています。

法人が社会教育活動を行う場合、その活動中に発生した事故により、突然高額な損害賠償責任を負う可能性があります。そのような賠償事故に備えるための保険制度が「**スポーツ・文化法人責任保険**」です。

公益財団法人スポーツ安全協会がとりまとめを行う保険制度として、団体活動中の事故に備えるための「**スポーツ安全保険**」がありますが、これは社会教育活動を行う団体の構成員個人を被保険者（補償を受けることができる方）としているため、法人が負った損害賠償責任は補償の対象外となっています。

社会教育活動を取り巻くリスクを幅広く補償するために「**スポーツ安全保険**」と併せ、是非「**スポーツ・文化法人責任保険**」へのご加入をご検討ください。

※この保険は社会教育活動を行う法人（P.2「II ご加入いただける法人」の条件を満たす法人）を被保険者とし、（公財）スポーツ安全協会がとりまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする引受損害保険会社8社（P.7参照）との間で契約を行う補償制度です。

### 参考 「スポーツ安全保険」と「スポーツ・文化法人責任保険」の違い

		スポーツ安全保険	スポーツ・文化法人責任保険
ご加入の単位		社会教育活動を行う4名以上の団体	社会教育活動を実施する法人
被保険者 (補償を受けることができる方)		スポーツ安全保険にご加入の 団体の構成員 <b>個人</b> (団体員名簿に記載の参加者、指導者等)	スポーツ・文化法人責任保険にご加入の <b>法人</b>
補償範囲		団体の管理下における団体活動中 および往復中の事故	法人が行う社会教育活動の 遂行に起因して発生した事故
傷害保険	団体の構成員、法人が行う 社会教育活動に参加する方 の傷害	○ (傷害保険が付帯しています)	✕ (傷害保険は付帯していません。)
	団体の構成員・法人が行う 社会教育活動に参加する方 個人が負う法律上の 損害賠償責任	○	✕
賠償責任保険	法人が負う法律上の 損害賠償責任	✕	○

※上表のとおり、「スポーツ安全保険」と「スポーツ・文化法人責任保険」はそれぞれ補償内容が異なります。両方にご加入をいただくことで、社会教育活動に伴うリスクに対し、より広く補償を受けることができます。

※「スポーツ・文化法人責任保険」へのご加入に際し「スポーツ安全保険」へのご加入は必須ではありません。

※本書は「スポーツ・文化法人責任保険」の概要をご説明するものです。「スポーツ安全保険」の詳細については「スポーツ安全保険のあらまし」をご覧ください。

# スポーツ・文化法人責任保険とは？

## I スポーツ・文化法人責任保険の仕組み

「スポーツ・文化法人責任保険」は、加入依頼を行った**法人を被保険者▶1**として「被保険者が日本国内において行う**社会教育活動▶2**」および「それを行うために被保険者が所有、使用または管理する動産」に起因して生じた**事故▶3**について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る**損害▶4**に対して保険金をお支払いする保険です。

## II ご加入いただける法人

以下の2つの条件を満たす「VI掛金に関する事項」に掲載の売上高が**50億円以下**の法人がご加入いただけます。

### 加入条件1 以下のいずれかの法人であること

- ①株式会社 ②有限会社 ③合名会社 ④合資会社 ⑤合同会社 ⑥公益財団法人・一般財団法人
- ⑦公益社団法人・一般社団法人 ⑧特定非営利活動法人(NPO法人) ⑨社会福祉法人

### 加入条件2 以下のいずれかの活動形態を持つ法人であること

※複数の事業を行う法人の場合、以下のいずれかの活動形態があればご加入いただけます。ただし、社会教育活動に起因した損害のみが補償対象となります。

#### ● 加入対象となるスポーツ関係法人（危険度の高いスポーツ活動▶5に関する事業を除きます。）

##### 総合型地域スポーツクラブ

特定の施設を中心にスポーツ活動の場を提供する団体のうち、以下のいずれかの特徴を持った地域住民により自主的・主体的に運営される団体

- ①子どもから高齢者まで（多世代）
- ②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）
- ③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）

##### 会員制スポーツクラブ

主に特定の会員に対し、特定の施設を中心にスポーツ活動の場を提供する団体

##### 体育・スポーツ協会

都道府県、市区町村単位で組織された体育・スポーツ協会

##### 競技団体

スポーツの振興のため特定種目の競技の実施、競技会の開催等を実施する団体

##### その他スポーツ振興団体

スポーツ振興のため特定種目を持つ持たざるにかかわらず、競技の実施、競技会の開催、スポーツ活動に対しての助成・情報提供・ボランティア支援などを実施する団体

#### ● 加入対象となる文化／芸術関係法人

##### 文化／芸術振興・支援団体

文化・芸術振興のために、振興する特定領域を持つ持たざるにかかわらず、文化・芸術活動の実施、文化・芸術イベントの開催、文化・芸術活動に対しての助成・情報提供・ボランティア支援などを実施する団体

##### カルチャーセンター

生涯教育施設等で各種の文化・教養講座を実施する団体

#### ● 加入対象となる子ども支援関係法人

##### 学童保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室

小学生を対象に放課後や週末に校庭や教室、児童厚生施設を利用し、遊びや生活の場を提供する団体

#### ● 加入対象となるボランティア等関係法人

##### 市民活動支援センター、まちづくり支援団体

各種市民活動を支援、実施する団体

##### 災害支援団体

災害発生時に、物資提供、人材派遣等のボランティア活動を支援、実施する団体

##### 環境支援団体

清掃、緑化活動等のボランティア活動を支援、実施する団体

##### 福祉支援団体（医療を除く。）

介護、健康維持等の福祉を目的としたボランティア活動を支援、実施する団体

##### 教育支援団体

各種体験活動や学習活動を支援、実施する団体

#### ▶ 用語解説

- ▶1 **被保険者** 当保険において補償を受けることができる法人をいいます。
- ▶2 **社会教育活動** 「II ご加入いただける法人」の「加入条件2」に掲載の活動の他、青少年、成人等に対して行われる組織的な教育活動をいいます。（学校教育を除きます。）
- ▶3 **事故** 対人・対物事故をいい、具体的には他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを【対物事故】といいます。
- ▶4 **損害** 損害賠償金の支払いや訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
- ▶5 **危険度の高いスポーツ活動** 山岳登山（冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの）、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュ、スケルトン、スカイダイビング、航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を除く。）・ハンググライダー・ジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類するスポーツ活動をいいます。